

2003 年 4 月 7 日  
日本弁護士連合会

## ADR 手続主宰者についての意見

### 1 視座

日弁連は、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決の選択肢としての ADR 拡充・活性化を支持する。そのために、法律専門家であり紛争解決の最前線にいる弁護士が、ADR においても積極的に中心的な役割を果たしていくべきである。(昨年 7 月に ADR 検討会に提出した日弁連意見同旨。)

しかしこれは、ADR を弁護士だけで行うべきであるということの意味するものではない。ADR の多様性を尊重し発展させることも ADR 拡充・活性化において忘れてはならない。公正さ・信頼性が担保されるという前提で、広く弁護士以外の多彩な資質・能力を有する者の活用をはかっていくべきである。

### 2 手続主宰者に要求される資質・能力と資格要件についての考え方

ADR 検討会では、手続主宰者に要求される資質・能力として

法的知識等に係る専門能力(法的知識、争点整理能力、説得能力等)

紛争分野固有の専門能力

紛争解決に係る専門能力(コミュニケーション、カウンセリング技術等)が議論されている。いずれも重要であるが、やはり 法の法的知識に係る専門能力の重要性を再確認する必要がある。ADR の拡充・活性化といっても、内容的にも手続的にも公正な解決であるべきであって、それこそ ADR は国民に信頼されるものとなる。そのためには、手続主宰者には、技術的な意味での法律・判例の専門知識とともに、正義公平の観念や手続的公正さまで含めた、法的識見が必要であり、そのように広く捉えた上での一定の法的知識に係る専門能力が必要である。 の重要性を否定するものではないが、 はそれらより重要かつ基本的な資質・能力と考えるべきである。

### 3 手続主宰者の資格要件についての法制の在り方

現行弁護士法第 72 条は、法律事件について報酬を得る目的で業として行う和解・仲裁を弁護士に限っている。同条は、法的知識もなく弁護士倫理その他の規律にも服さない者が他人の法律事件にみだりに業として関与することにより当事者その他関係者の利益を損なうという事態を防止するために設けられた規定である(最高裁昭和 46 年 7 月 14 日大法院判決)。これはまさに業として行う法律事件の ADR 手続主宰者に法的専門能力を要求しているものであり、この趣

旨は、ADR 拡充・活性化の中でも堅持されるべきである。また、ADR の名のもとに事件屋・示談屋的な反社会的解決がなされることは防止されるべきであるが、弁護士法第 72 条はそのための一つの有効な機能を果たしている。

他方、多彩な資質・能力を有する者が ADR において手続主宰者として活躍できることを可能にし、かつこれを法制上できるだけ明確に位置づけるためには、弁護士法第 72 条の一定の緩和が必要である。現行法では、弁護士でない者は弁護士と共同であっても手続主宰者として関与できない法制となっており、それでは狭すぎる。もっとも、緩和は同条の趣旨を害しない限度での緩和であるべきであって、無原則の緩和であってはならない。

#### 4 仲裁・和解についての弁護士法第 72 条の緩和について（72 条適用領域）

弁護士法第 72 条の緩和として、弁護士の手続への一定の関与（弁護士と共同でまたは弁護士の助言を受ける）を条件として、非弁護士も手続主宰者になれるものとする（ADR 法に規定し、それが改正弁護士法第 72 条の「他の法律の別段の定め」となる）。

ADR における紛争解決の公正さを担保するためには、必ずしも弁護士だけが手続主宰者となる必要はない。弁護士が手続に一定の実質的関与をしていれば、公正さを担保することが期待でき、弁護士法第 72 条の趣旨もかなりの程度維持できる。そのような条件のもとで、弁護士以外の多彩な能力・資質を有する者（2 の能力・資質を有する者を含むが、いわゆる隣接法律専門職に限らない）を広く手続主宰者として活用する道が開かれる法制とすべきである。

「助言を受ける」とは、弁護士でない手続主宰者に法的な側面から助言するというものである。どこまでが「助言」かは、今後の検討課題として残るが、今のところ、必ずしも手続に同席する場合に限らず、バックに控えて必要に応じて主宰者に助言したり、和解成立段階で法的なチェックをしたり、というような関わり方も含む趣旨で考えている。法律事件の ADR も多様であり、中には法律家的な解決アプローチになじまないものもあることを想定して、そのような場面では、法律家たる弁護士は一步引いて、他の専門家や法律とは別のアプローチによる解決に任せることを可能にするために、「弁護士と共同」だけでなく「弁護士の助言を受けて」を緩和の態様として加えたものである。

#### 5 ADR 全般について手続主宰者の資格要件を法定するか（72 条適用領域外）

弁護士法第 72 条適用領域外でも、特に法律事件については、法的専門能力を有する者が手続主宰者として手続に関与することが、ADR の公正さ・信頼性担保のために、基本的に望ましいと考えている。その方向で諸団体に働きかけていく所存である。

しかし、法制の問題として、手続主宰者全般に関する資格要件を法定すること(現在規制のない72条適用領域外を資格要件という形で規制すること)には、慎重であるべきと考えている。弁護士法第72条の規制の趣旨は、法的専門知識のない者が市民から対価を得て業として紛争に介入することを禁止するというものであり、業務性がないところまで規制しようとする趣旨ではない。また、72条適用領域外についても資格要件の規制を行うことは、ADRの多様性を損なう過度な規制となるおそれがある。72条適用領域外でも手続主宰者に一定の資格要件が必要であるとの意見も考えられるが、具体的にどのような能力・資質が必要か、それを資格要件としてどのように法制化するか、ということになると、意見は分かれ、一定の資格に絞り込むことは実際には難しいと考える。

ただし、ADR全般について、手続主宰者の資格要件以外の方法で、ADRの多様性・自主性を過度に害しない限度で、公正さ・信頼性確保のための方策を検討することは必要であろう。

## 6 その他

### 1) 専門家のADRへの活用

手続主宰者の問題の前に、弁護士以外の諸専門家を助言者、鑑定人等としてADRにおいて活用していく制度基盤の整備をはかるべきである。

### 2) ADR機関の設置・運営について

さまざまなADR機関がこれから設立されていくと思われるが、機関の運営についても弁護士会として積極的に協力する所存である。これまでも弁理士会と共同で日本知的財産仲裁センターを立ち上げ、また現在土地家屋調査士会の設ける境界問題のADR機関の設置・運営にも協力している。(設置・運営面での協力と共に、いずれも、手続は弁護士と弁理士、土地家屋調査士が共同で行うこととなっている。)

### 3) ADRにおける手続代理の問題

ADRにおける代理の問題は、手続主宰者の問題とは別に考えるべきである。ADRはそもそも職業的な代理人を使わずに手続ができることに利点があるといわれているのであり、ADR拡充・活性化のためにただちに弁護士以外の専門家の代理を論ずる必要性はない。弁護士以外の専門家が、輔佐人的立場で当事者と手続に同席するのは問題ないと考えており、当面はそれで十分対応できるはずである。

以上